

第2回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年6月27日（木）

事務局：本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上環境副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

本日は、大変お忙しい中、第2回の茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

おかげさまで私どものほうも、昨日、通常国会を無事閉会をいたしました。県の定例会も閉会をし、各市町村におかれましては、まだ議会開催中のところもあるとお聞きをしておりますけれども、これから橋本知事及び各市町村長の皆様方とともに、この課題により一層精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をどうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

各市町村におかれましては、指定廃棄物の保管にご尽力をいただきまして、感謝を申し上げます。

また、前回の会議では、大変熱心にご議論をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の会議は、県及び市町村のご理解のもと、茨城県の指定廃棄物の早期の処理を進めるために非常に重要な会議になると考えております。

本日は、5月21日の有識者会議で了承をいただいた選定手順などの案について、説明をさせていただきご理解を深めていただきたいと思いますと考えております。

また、前回のこの会議の場で各市町村の皆様からいろいろとご提出をいただいたご意見に対する回答をお示しをさせていただきたいと思います。

特に、前回の会議で議論がありました指定廃棄物を福島県に集約をして処分をすべきという考え方につきましては、福島県から改めて拒否をする旨、確認をさせていただいておりますけれども、詳細につきましては、この後、私から改めて説明をさせていただきたいと思います。

また、同じく前回の会議でご意見がありました8,000ベクレル以下となった指定廃

棄物の取り扱いにつきましても、考え方を整理しておりますので、後ほどご説明をさせていただきますと思います。

いずれにいたしましても、本日の会議におきまして、建設的な議論を通じて一つ一つ課題を解決をし、茨城県の指定廃棄物の早期の処理に向けて議論を前に進めていきたいと思っています。

今後も皆様のご協力を得ながら、丁寧に手順を踏みながら、着実に前進できるように取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：続きまして、橋本茨城県知事からご挨拶をお願いいたします。

橋本県知事：本日は、指定廃棄物の処理促進会議ということで、皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

また、日ごろから指定廃棄物の会につきまして、何かとご協力をいただいていることにつきまして、御礼を申したいと存じます。

4月12日に前回の会議を開催していただいたわけでございますけれども、この所轄の質問等を踏まえた環境省内部での検討結果。あるいは、福島県の考え方。あるいは、有識者会議の議論といったことについて、今日は、いろいろと環境省のほうからご説明をいただけたらと思っておるところでございます。

私どもといたしましても、この福島県の回答などにつきましては、福島の方々の感情というものを考えた場合には、これはやはりやむを得ないという感じもしております。いろいろ福島の方々のご意見というものも十分配慮を入れた形で、ここで議論をいただければありがたいのではないかなと思っております。

また、一方で、台風あるいは津波、老朽化、自然現象、わからないわけございまして、そういったことに、現在保管されている指定廃棄物について、しっかりとそういったものに巻き込まれて被災しないようにということを考えていかななくてはいけないわけでございます。5月22日、それぞれの場所における保管状況につきまして、私どもは、どういう状況になっているかということを調査をさせていただき、全部適切に保管されてる旨を確認をいたしたところでございます。ガイドライン等はございますけれども、その中でできるだけしっかりと指定廃棄物が拡散・飛散などしないように保管をしていただくことが大変重要になってるのではないかなと思っております。そういった点でも皆さん方には是非ご

苦勞をおかけいたしますけれども、県民の安全・安心を守るためにということで対応していただければありがたいと思っておるところでございます。第2回目ということでございますので、十分ですね議論を集約する方向で皆さん方が様々な意見を議論していただく中で進めていってもらえればありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、挨拶いたします。以上です。

事務局：ここで出席者を紹介いたします。

まず、茨城県でございますが、ただいまご挨拶をいただきました橋本知事を初め、山口副知事、泉部長、赤林課長にもご出席いただいております。

次に、環境省でございますが、ただいま挨拶をさせていただきました井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしく申し上げます。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしく申し上げます。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしく申し上げます。

事務局：それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料の1枚目が議事次第となっております。その下に配付資料一覧をつけておりますので、それとともにご覧いただければと思います。その下に座席表がありまして、その下が資料1でございます。意見に対する回答がずらっと。別紙1がその次についております。資料3-1が選定手順等について、資料3-2がご議論いただきたい事項等でございます。最後に資料4ということで、当面のスケジュールについてということでつづっております。

本日の資料は以上でございます。もし、不足等ございましたら事務局のほうまでお願い

いたします。

本日、ご出席いただいております各市町村長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載のとおりでございますので、大変恐縮ではありますが時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご了承願います。

なお、本日の会議は、マスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々へのお願いでございますが、この後のカメラ撮りについては、ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

それでは、カメラのほうすみませんが退場をお願いします。

本日は、16時までの会議となっております。円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、これからの議事進行につきましては、秋野政務官が務めさせていただきます。

それでは、秋野政務官よろしくお願いいたします。

秋野政務官：環境大臣政務官の秋野公造でございます。本会議の進行を務めさせていただきます。座って説明のほうさせていただきたいと思っております。

それでは、改めまして議事に入らせてもらいたいと思っております。

本日、資料につきましては、一括でご説明をさせていただきます。その後、意見交換とさせていただきますと存じます。

まずは、資料1につきまして、先ほど井上副大臣よりご挨拶の中にありましたが、6月20日の指定廃棄物の県内処理方針につきまして、記者発表を行いましたので、その内容につきまして井上副大臣よりご報告をさせていただきます。

東海村長：ちょっと待ってください。意見がある。お聞きしたいことがあるんですが。

秋野政務官：どうぞ。

東海村長：井上副大臣に1点ございます。私どもの第1回目は、4月12日にここで開催されたわけでありましたが、そのあと、井上副大臣のほうは、国会の環境委員会においてご発言されておられます。その中で、大方の理解は得られたというような発言がございませ

た。これは、私は、4月12日は、茨城県のここでの44市町村長の話を聞いて、とても大方の理解を得られたというような結論には至らないと私は思っておりました。これは、先ほどの井上副大臣のほうからは、丁寧に手順を踏みながら進めていきたいというようなご発言がありましたですが、その点では、国会での環境委員会でのご発言というのは、非常に矛盾しているような気がいたします。これでは、かなり強引に指定廃棄物の処分場を決定していくというふうに捉えたわけではありますが、この点についてご意見をお聞きしたいと思います。

井上副大臣：ありがとうございます。ご指摘をいただいた国会での答弁ということでもありますけれども、大変申しわけございません。私も国会中、何度も答弁してるものですから、どの議会のどの答弁で、どういった文脈で、何について大方の理解が得られたというような発言があったかどうか確認をしてお答えをまた別途させていただきたいと思います。

秋野政務官：よろしいでしょうか。では、改めて、資料1につきまして、井上副大臣、ご説明をお願いします。

■資料1について説明

井上環境副大臣：それでは、資料1について説明をさせていただきます。

環境省といたしましては、各県で保管されている指定廃棄物を早急に処理をするため、基本方針に基づいて、当該県内において最終処分場を確保し処分することが最も合理的と考えております。

一方、茨城県での前回の市町村長会議でもご意見がありましたが、指定廃棄物について、「福島県に集約して処分すべきであり、国はその方向で福島県とさらに協議すべき」とのご意見も出ているところであります。

市町村長会議でのご意見に対しましては、丁寧に対応したいと考えておりますので、福島県内の指定廃棄物を福島県に集約して処分すべきとの意見について、6月17日付で福島県に対して文書での照会を行い、福島県の見解を改めて引用させていただきました。

その結果が2ページ目の福島県からの6月17日付の返答になります。福島県の考え方は、特措法及び基本方針に基づいて、各県で保管されているものは各県で処理することが

適当であり、他県の指定廃棄物を受け入れることは考えていないというものであることが改めて確認できました。この確認にあたりましては、本来であれば、私がみずから福島県に出向いて話をしたいと考えておりましたけれども、双方のスケジュールがなかなかつかないということで、文書で確認した結果について、6月20日に私から発表させていただき、茨城県を含めた関係5県にも通知をさせていただいた次第です。

これに関連いたしまして、参考資料として県内処理の基本方針の策定に関するこれまでの経緯についてお付けしておりますけれども、これについてもご説明をさせていただきます。

まずは、1. 県内処理の基本方針策定に関する経緯ですけれども、特措法の公布前に、環境省から福島県内に最終処分場を建設をして、汚染土壌など処分することができないか打診をいたしました。福島県知事から拒否をされ、その後、政府は、福島県内に生じた汚染物質を受け入れる中間貯蔵施設の県内整備を提案することとなりました。

また、特措法公布後ですけれども、それまでの状況を踏まえ、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において処理するものとし、福島県内で保管されている指定廃棄物は、福島県内で処理することについて提案・調整を行い、平成23年11月11日に閣議決定された基本方針において、県内処理方針が明記をされました。

次に、2. 各県処理の基本方針を維持することについてであります。

福島県におきましては、地域によって多少の差異はありますが、現在、避難されている多くの方が帰還を望んでおられます。

また、中間貯蔵施設や処分施設の調査等のための地元との協議が緒についたばかりでありまして、福島県内の処理体制はまだ確立されていない状況にあります。

今回の福島県への意向確認の結果については、ご説明をしたとおり、県外からの指定廃棄物の福島県への搬入について、福島県は、拒否をしております。

そのような状況におきまして、福島県への集約処理を求めていくことは、福島県や地元市町村との信頼関係を崩壊させ、福島県における廃棄物処理や除染の推進に重大な支障を及ぼし、ひいては、被災地の復興にも大きな悪影響を与えることとなってしまいます。

環境省としましては、各県で保管されている指定廃棄物を速やかに処分するためには、特措法に基づく基本方針の見直しは行わず、各県ごとに処分を進めることが現実的と考えております。

国といたしましても、引き続き責任を持って全力で進めてまいりますので、何とぞ皆様

方のご理解とご協力をお願いをいたします。

秋野政務官：それでは、続きまして、議題1の各市町村長の皆様からのご意見等に対する回答につきまして。また、議題2の指定廃棄物処分等有識者会議における検討状況につきまして、資料2、それから資料3を、それから資料4を用いまして、梶原部長からまとめてご説明をさせていただきます。

■資料2, 3, 4について説明

梶原廃棄物・リサイクル対策部長：廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座ってご説明をさせていただければと思います。

まず、資料の2というものがございます。横書きの資料でございます。クリップを外していただいて、ご覧になっていただければと思います。

また、その次に別紙の1というものもございます。これは、非常に字が多いものでございますけれども、前回いただいたご意見については、この別紙1で全て書き切っておるんでございますが、その中で大きな点につきましては、資料の2のほうで、カラーの横書きのほうでご説明をさせていただければと思います。

まず、1枚おめくりいただきたいと思っております。

前回のご意見の中で、各県で処理するとの基本方針は変わらないのか。あるいは、福島第2原発。あるいは、福島に帰還ができないところに持って行くべきではないかといったような点でございます。この点につきましては、今、副大臣のほうからご説明を申し上げたところでございます。

もう1枚おめくりいただきたいと思っております。

いただいたご意見といたしましては、「安全面から見て排除すべき地域として、水源地の上流域及び地震群発地域を加えること」といったようなご意見でございます。

本件につきましては、私どもの考え方でございますが、この考え方につきましては、有識者会議の先生方にもご報告をして、ご意見を賜りながらのものでございます。

まず、適切な構造の施設を建設すること。これが第一でございます。どういったような構造を造るかというのは、前回の市町村長会議でご説明を申し上げたところでございますが、そういったような適切な構造の施設を造り、維持管理をするということではありま

すけれども、さらに安全な処分に万全を期すという観点から、地すべり、地震、洪水、津波等の自然災害をできるだけ避けるということが重要であるというふうに認識をしております。

詳細につきましてはの考え方は、資料の3のほうで、またご説明を申し上げたいと思います。

地震につきましては、活断層が直下にある場合につきましては、構造物に対して大きな変位を与えるということが考えられますことから、有識者会議では、活断層、あるいは推定活断層から300メートル以内のエリアを除外するという形で地域選定をしていきたいと。

なお、活断層が直下でない限りにおいては、構造物に大きな変位は与えないと考えられることから、十分な耐震設計をすることにより対応が可能であるというふうに考えております。

水源につきましては、前回の報道等の説明にもございましたけれども、最終処分場による設置の影響が及ばないように配慮すると。これは、極めて重要なことであるというふうに認識しております。

そのために、今回、計画しております埋立施設につきましては、放射性物質汚染対処特措法の処理基準に基づいて処理するということでもありますけれども、水を一切排出しない遮断型構造とするということにしております。そういうことで、十分に安全に配慮したものとすることとしております。

さらに加えて、これも後ほど詳しくご説明を申し上げますけれども、安心という観点から、水源地との近接状況を考慮いたしまして、候補地選定の評価を加えていきたいというふうに考えております。具体的には、水道用水・農業用水の取水口からの距離というもので評価をしていきたいというふうに考えてございます。

もう1ページおめくりいただきたいと思います。

茨城県の場合、10年を越えると8,000ベクレルを超える指定廃棄物であっても、8,000ベクレルを下回るといったようなこともあり、については、「8,000ベクレル以下に減衰をしたといったような指定廃棄物の取り扱いについて検討すべきである」というご意見を賜っております。

対応についてということなのですが、一旦、指定廃棄物が8,000ベクレルを超えるということで、指定廃棄物になった廃棄物でございまして、その後の放射壊変というも

のによりまして、8,000ベクレル以下といったようなものになるのは確かにあります。これらのものにつきましては、科学的には、廃棄物処理法に基づく従来の処理方法により安全に処理できるものであるというような評価を受け、制度的にもそのような取り扱いをしてるところでございます。

特措法自体には、指定解除という規定は、今明記された規定はあるわけではございませんけれども、指定解除によりまして、処理が円滑に進むというものであれば、それは指定解除をする公益性が高いというふうに考えられます。

また、実際に指定解除をしてほしいといったようなことが自治体等からそういう要請があるといった実態もあります。そのために、指定廃棄物の指定解除プロセスというものを検討していきたいと思っております。

それで、例えばということで、下のページでございますが、次のようなプロセスが考えられると、私どもは考えております。

まず、現在指定を受けている方々から具体的な指定解除の申し出があった。そういう場合に、例えば、下にあります①②③の3つの要件が満たされれば、指定解除を行うということも考えられるんじゃないか。

一つは、当然のことでございますけれども、解除対象となっております指定廃棄物が実際に8,000ベクレル以下というふうになっているということが確実であるということ。

第2点目が、指定解除後の廃棄物でございますが、実際に処理先の確保が指定を受けた者が行う。直ちに処理先が見つからない場合であっても、ちゃんとそういうことは確保しますといったようなことが確認できるということ。

三番目、これはちょっと細かいことではありますけれども、指定を受けた方と実際に指定解除後にその廃棄物の処理責任を有するということが違う場合、これは多くの場合、一致してると思いますが、違ふといったような場合がある場合でございますけれども、そういったような場合については、指定を受けた方が申請をするわけでございますけれども、申請をしていただくにあたり、当該廃棄物の処理に関係をする。そういった責任を持てる方々から同意があるといったようなことが要点になるんじゃないか。つまり、一言で申し上げますと、8,000ベクレル以下になり、その後の処理が責任を持って行われていくんだということがあれば、解除ができるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

ページをおめぐりいただきまして、最後のページでございます。

風評被害について対策を真剣に考えるべき。観光客が減少して実害が生じている。安全性を説明しているだけでなくすることはできない。ということでございます。

風評被害につきましては、その判定は非常に難しいわけでございますけれども、これが起こらないように、まずは最大限の努力をするということが大事だと思っております。施設の安全性のPR、モニタリング情報を全て公開をすると。このモニタリング情報は、実際に施設が制御される場合は、施設の稼働前から行って、そのデータをきちんと公開をし、問題が起こってないということをご説明をするということも含めた形の公開がと思っておりますけれども、そういった公開をすることにおいて、未然防止に万全を期するということ。

それと、わかりやすい形のパンフレットの作成、あるいはホームページの充実ということで、わかりやすくご説明をしていくということが必要だというふうに考えております。

その次に、別紙1ということで、字が細かいところでございますが、これは、全て、今、ご説明申し上げたこと以外にも説明が入ってございますし、また参考資料もいろいろ添付をさせていただきたいと思っておりますが、これにつきましては、お読みいただければと思っております。

続きまして、資料3-1で選定基準、あるいは手順といったものについてご説明を申し上げたいと思っております。こういう資料でございます。資料の3-1でございます。

これも有識者会議の先生方にご了解を賜り、市町村長会議のご意見を踏まえて、環境省が最終的に責任を持って決めてまいりたいと思っておりますのでございます。

実際のこの詳細につきましては、資料の3-2の2枚目からいっぱい書いてございます。非常に字が多いものでございますので、資料の3-1のパワーポイントを用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚おめくりいただきます。下のページ、3ページを見ていただきたいんですが、これが全体の流れでございます。

まず、安全等の確保に関する事項ということで、安全等を確保するための選定の考え方。第1番目のプロセスでございます。

その次に、地域特性に配慮すべき事項でございます。これは、この市町村長会議でご議論いただいて、建設的な方向で配慮すべき事項であるということで、合意をいただけるような事項につきましては、最大限配慮をしていくというものでございます。

第3のプロセスが、安心等の地域のご理解を得られやすい土地の選定をしていくと、こういうプロセス。

第4は、現地でのボーリング調査等を行う詳細調査の実施。それで、その結果を踏まえ、市町村長会議の場に候補地の提示を行ってまいりたい。実際どういう形で調査をさせていただくかにつきましても、地元のご意向を賜り市町村長会議においてご議論をいただければと思っております。

具体的なやり方につきましては、もう1枚おめくりをいただきまして、4ページ目からご説明を申し上げたいと思います。

繰り返しになりますけれども、(1)にありますように、有識者会議でご了解をいただきました手順・評価項目・評価基準案につきまして、この会議でご議論を賜り、国が責任を持って決定をした上で、(2)以下の作業をしていきたい。

まず第1に、安全等が確保できる地域を抽出するというところでございます。

ページが飛んで恐縮でございますが、2枚おめくりいただきまして、8ページを見ていただきたいと思っております。

8ページの上のほうに基本的な考え方というものがございます。前提としまして、適切な構造の施設を建設するというところでございますけれども。安全な処分を期するという観点から、自然災害のおそれのある地域を除外をするというところでございます。それと合わせて、施設を造ることになりますと、そこにありますものを一度撤去をします。そして、施設を造ることになりますので、施設が存在をすることによって、貴重な自然環境が失われる。あるいは、史跡・名所・天然記念物等の保護に影響を及ぼすといったようなところを除外するというところでございます。

具体的には、下の9ページをご覧になっていただきたいと思っております。

まず、赤の枠にありますけれども、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山の噴火、陥没といったような地形や地盤の条件が変わるものについて、注目をしております。

台風等によります被害については、実際、台風によって被害を受けることは、地すべり、あるいは土石流、あるいは洪水といったような形で土地に被害を及ぼすということで、この枠の中の項目について評価をするというところでございます。

具体的には、ページをおめくりいただきまして、10ページ、11ページになりますけれども。

ここにごございますような、例えば、地すべりでございますと、国土交通省が国土数値情報で出しております地すべり危険箇所該当するエリア。あるいは、地すべり地形箇所に

該当するエリア。

斜面崩壊でありますと、砂防指定地に該当するエリア。急傾斜地崩壊危険区域に該当するエリア。深層崩壊溪流地域の中で、相対的に危険度の高いと思われる溪流区域に該当するエリア。あるいは、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリア等、具体的にこういった地域につきまして、右側でありますような既存の知見を使って除外をしていくということを考えております。

ページをおめぐりいただきまして、12ページをご覧になっていただきたいと思います。

併せて行います。施設そのものが貴重な自然の失われる等の影響を及ぼすようなところについては、除外をするということで、12ページにございますように、自然公園の特別地域。原生自然環境保全地域に該当するエリア。あるいは、自然環境保全地域特別地区に該当するエリア等につきましても、この右にありますような数値情報。これは、デジタル化されたというものでございますけれども、そういったようなものを使いまして、除外をしてみたいというふうに考えてございます。

下のページにございますが、史跡・名勝・天然記念物につきましても、国指定の文化財等データベースを使いまして、国及び県が指定したもののうち、移設ができないものといったようなものについては、この所在地を除外してみたいというふうに考えております。

大変恐縮でございますが、5ページに戻っていただきたいと思います。

5ページにございます。今は、4ページの(2)の具体的なやり方についてご説明を申し上げました。次のプロセスが、5ページの(3)にございます。地域特定に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出と。これにつきましては、茨城県の地域の特性といたしまして、地域特有の自然災害の存在。あるいは、地域特有の自然環境等が存在して、ここは避けるべきであると。あるいは、地元住民の方々の安心に特に配慮すべき地域特有の要件があるから、ここは配慮すべきであるといったようなことについて、建設的な方向でこの市町村長会議で合意された場合は、その地域特性を最大限尊重するというプロセスを考えるべきであるということでございます。

その上で(4)にございますが、必要な面積を確保できる土地の抽出を行ってみたい。この土地にございますけれども、この青い枠の中でございますけれども、まず、利用可能な国有地を基本として考えていきたいというふうに考えてございます。ただ、この市町村長会議におきまして、国有地ではない公有地や民有地につきましても考えるべきだと

いうご提案がある場合については、そういった土地につきましても、候補地の対象に加えて選定を起こしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、2番目のポツでございますけれども、最終処分場等の候補地の対象として、ここを優先的に使っていくべきなんだというふうな考え方がある場合、それについて一定のご了解、あるいはご理解があれば、その地域についても、そういう考え方についても、最大限配慮をして候補地を選定してまいりたい。

その上で、必要な面積が十分に確保できる地形、傾斜地としては15パーセント未満を考慮しておりますけれども、その土地を抽出して、空中写真並びに現地確認等でその土地が実際に土地情報でデジタル情報であるような土地であるのかを確認しながら選定をしていきたいと思っております。ちなみに、茨城県では2ヘクタールの土地が必要であるというふうに考えております。

ページを開いていただきまして、6ページ目でございます。

安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定ということでございます。詳細はまた後ほどご説明申し上げますけれども、評価項目といたしましては、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況等から見て、判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

評価方法。これもいろいろございますけれども、ちょっと恐縮なんですけど、ページの14を開いていただきたいと思っております。ページの14に書いてございますけれども、自然度、水源等の近接状況、生活空間との近接状況、指定廃棄物の保管状況、この4項目をベースにして評価をしていきたいと考えてございます。

評価の方法につきましては、いろんな評価の方法が有識者会議でも議論をされております。それぞれの項目ごとに評価基準を定めて、〇×で評価をするという〇×評価方式。それで、〇の多いほうが優先をするといったようなやり方でございます。

相対評価方式。これは、例えば、自然度ということになりますと、自然度の高いものから低いものまで順番に応じ、20個あれば20個をずっと並べると。それで、1点から20点まで。その点数が多いほうが選ばれると。あるいは、低いほうが選ばれないといったようなやり方でございます。

総合評価方式というのは、それぞれの自然度、あるいは水源との近接状況、それぞれの項目ごとに3つから5つぐらいの団体に分けて評価基準を設ける。それで、点数をつけていくやり方でございます。有識者会議では、基本的には総合評価がいいんだけど、候

補地の数が非常に多い場合は、○×方式で裾切りをやって、その上で、総合評価方式でやるべきであるといったようなご議論をいただいております。

15ページの下の方でございますけれども、一番下にアクセス性や土地の権利関係。これは、工事のし易さといったような観点でございますが、これについては、附属的な事項としてはどうだというご議論をいただいております。

ページをおめくりいただきまして、16ページでございますけれども、この4つの項目を考える場合、まず自然度ということでございますが、現在、植物社会学の観点から、自然の度合いについて1から10段階の評価をされたものがあります。その自然度の低いほうを候補地として高く評価をするというやり方でございます。

水源との距離につきましては、水道用水、農業用水を対象としまして、取水口との距離で評価をしたい。地下水を水道水源として用いている場合は、取水ポイントからの距離で評価をしていきたい。

生活空間との近接距離につきましては、住宅のある集落との距離で考えていきたい。

指定廃棄物の保管状況につきましては、現在、保管をいただいております指定廃棄物の量に応じて判断をするということでございますけれども、ただ、網掛けがありますように、実は、複数の市町村が受益するような事業、例えば流域下水道でありますと、たまたまそこに最終処分場がございますと、そこで発生をして保管をいただいているというケースがあると思いますが、そこに入ってきている下水につきましては、必ずしもそこで保管されてる市町村からだけの汚水を処理しているわけではございませんし、また水道の場合も供給する水が当該浄水場があるところだけではなく、違う市町村も給水を受けておられる。あるいは、ごみの焼却施設については、広域事務組合を作られて、ほかの市町村のごみも燃やしておられるという場合は、そのごみの量、あるいは下水道の処理量、あるいは上水の供給量ということで案分をして、それぞれ受益をしている自治体で保管されたものとみなしてやると、計算をするといったようなやり方もあるんだと思います。これにつきましても、皆様方のお考え方を教えていただければと思います。

もう1枚おめくりいただきまして、18ページ。

先ほど、評価のやり方として、○×とか相対評価であるとか総合評価というようなことを申しました。19ページでありますように、それにつきまして、それぞれ長所と短所がございます。その長所と短所を踏まえた形で、実際には、専門家の方々には、数が非常に多い場合は○×評価方式で裾切りをした上で、総合評価方式で判断してはどうかというこ

とをいただいております。この総合評価方式の場合ですが、18ページの下にありますように、4つの項目間に重みづけを行う。どの項目を重視して考えるべきであるといったような、それぞれ4項目の中で重みづけをすとか。あるいは、先ほど言いましたような総合評価方式で計算する場合、いろんな段階をつけてやるということでございますけれども、その段階についてもいろんな考え方があるので、地域の状況をよくご存じのこの場でご意見を賜ればと思っております。

大変恐縮でございますが、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページの下の方に(6)詳細調査というものがございます。最終的な候補地の選定に当たりましては、ボーリング等を通じまして、地盤、地質、地下水等の状況の詳細な調査を実施させていただきたいと思っております。

有識者会議のメンバーによります現地の視察。あるいは、詳細調査の結果によりここにあります安全性の評価をさせていただいて、候補地の提示は環境省がさせていただきたいと思っております。

提示の方法につきましては、この会議でご議論をいただき検討していただき、地域の状況を踏まえた風評被害対策、地域振興策等を合わせて示していきたいというふうに考えております。

私のほうからのご説明は以上でございます。どうも長い間ありがとうございました。

■資料1, 2, 3について質疑

秋野政務官：それでは、意見交換に移りたいと存じます。

資料1では、先ほど井上副大臣のほうから指定廃棄物の県内処理に関します福島県の考え方についてご説明させていただきました。

資料2におきましては、各市町村長の皆様方のご意見等に対する回答につきまして、また、県内処理の基本方針につきまして、8,000ベクレル以下となった指定廃棄物の取扱いなどを中心にご説明をさせていただきました。なお、別紙1につきましては、二枚目から4月12日の第1回市町村長会議につきまして説明しましたものでありますが、重複しておりますけど、これにつきましてのご意見があればいただきたいと思っております。

資料3-1につきましては、その最終処分場の候補地の選定手順につきまして、安全の確保、地域の実情への配慮、安心の視点からの評価の順番で候補地選定を進めることを

ご説明させていただいたところでございます。

それでは、まず先ほどご説明をさせていただきましたものにつきまして、ご意見等ございましたら挙手をいただきまして、こちらから指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えいただきましてからご発言をお願いしたいと思います。ご意見でございますでしょうか。

はい、どうぞ。

笠間市長：笠間市の市長でございます。基本的なことをちょっとお伺いしたいんですが、国は各県に1カ所設置という方針であります。県によって、例えば指定廃棄物の量だとか線量だとかそういうものが、状況が違うわけですね。そうすると、必ずしも設置しなくても、例えば現状の保全といいますか状況をさらに厳密にといいますか、そういう形で保管していくということは選択としては考えられないんですか。必ず1カ所造らなければならないんですか。

梶原部長：ありがとうございます。今の基本方針の中では、それぞれの今発生をして保管をしているということをいただきましたそれぞれの県で処理をするということでございます。ただ今回、前回にもご意見がありましたけれども、茨城県の場合は10年を過ぎれば8,000ベクレルを超えるものは非常に少なくなるということで、8,000ベクレルを切ったものについて解除というものはないのかといったようなご意見もありまして、先ほどのようなプロセスが考えられるのではないかというふうにご説明をしたところでございます。

それで、今のご意見に対する考え方でございますけれども、この会議で保管をするという形で皆様方合意をされるということであるならば、そういう考え方については、あり得ると思います。そういう考え方をお伺いするというのはあり得ると思いますけれども、ただ、私どもとしては、基本的なスタンスといたしましては、できるだけ早期に1カ所で処分をするということが、より安全に処理をするということが、生活環境保全上も安全だというふうに考えておりますので、できれば県内1カ所でしっかりとした施設で処理をさせていただければと思っている次第でございます。

笠間市長：今、私の地元は保管してないんで、保管している自治体ではいろいろご苦労があると思うんですが、今の保管状況で何か周りにいろんな影響が出るとか、心配は当然さ

れると思いますけれども、そういう影響があって何か騒ぎになってるとか、そういうことが余りこう伝わってこないんですけれどもね。茨城県の線量からすると、基準は超えてるんであっても、まあ言い方は悪いかもしれないですけど、そんな大きな問題になってないんであれば、今の保管の形をもう少し厳密にやっていけば私はいいんじゃないかという気はするんですけどね。

いろいろご説明していただいて、このプロセスとか何かは本当に丁寧にされてるなという感じはします。しますけれども、じゃあいざ自分の自治体に指定されたときどうなのかという、それはなかなか正直、難しいんじゃないかなって、高萩の例もありますしね。私はそう思うんですけれども。

それとですね、いろいろプロセスがあって、この会議で合意をするとか、国のほうから場所の選定を候補地として上げるということが言われましたけれども、最終的に市町村の同意というのは必要なんですか。国が責任を持ってやるということは、例えば市町村の同意がなくても国はやるんですか。同意は市町村はしなくちゃならないんですか。そこをちょっと確認したいんです。

梶原部長：あまり、あの、ストレートに同意が必要かということにつきましていうと、法律的な側面で行くと、同意が必要だということにはなっていないということではあります。ただ、このプロセスをさせていただいてるということをご理解を賜りたいと思っております。

今回、政権が変わりまして大きく変わった点が、この市町村長会議を開催し、地元の方々のご意見を賜りながら、ご理解を賜りながら進めていく。そうしないと、結果としてそういった施設がなかなか造れないということも、これは明確な事実でございますので、そういった観点でご理解を賜り、また、これは各首長さんの方々だけではなくて地元にも丁寧に説明をさせていただいて、最終処分場等の整備に進めてまいりたいというふうに考えております。

笠間市長：方向論としてはわかるんですが、ご理解を得るのに何年かかるかわからない。その間に線量が薄まっちゃうんじゃないですか。と私は思うんですけど、ちょっと単純過ぎますけどね。こういうプロセスを経ていくという丁寧さはよくわかるんですが、どんなにプロセスは経ても、なかなか各首長さん、じゃあ最終的にわかりましたっていうことは

なかなか言いにくいんじゃないかと思うんですね。いえ、言えないですね。

同意が必要ないから、ある意味では、やっぱりプロセスはきちんと踏んでいって、最終的には国が責任を持つという意味であれば、国が決断するというような形で私は一つの方法と考えますが。

梶原部長：おっしゃるとおり、これは国が責任を持って整備するものでございますので、最終的には、おっしゃるとおり国が責任を持って法整備をさせていただきたいなと思っております。

もう1点、私が申し上げる、保管の話でございますけれども、私が申し上げるべきことではないかもしれませんが、保管をするということにつきましては、現在、保管をしている市町村の方々にもご迷惑をおかけをするということでもございます。で、今、繰り返しになりますけれども、現在保管をしていただいている、これは保管のガイドラインに基づきます基準に基づいて保管をしていただいている。さらには、先ほど知事からのお話にもございましたように、県の分もきちんと見ていただいて確認をしていただいていることではありますけれども、より安全ということを、より安心という面では、私どもが提案させていただいている施設で整備するほうがより安全だというふうに考えております。その点につきましては、現在保管をしていただいている市町村長の方々にもご意見を賜っていきたいというふうに考えてございます。

笠間市長：はい、わかりました。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

今、笠間市長さんから最終処分場を造るということについて、一時仮置きをこのまま続けるということについてどうなのかということをお聞かせしました。部長から説明したとおりであります。この会で公表するということがあるならば、私どもとしては、どこまでも最終処分場を造らせていただきたいということを前提にあり得ると私どもは考えておりますが、今、笠間市長様から出ましたご意見につきまして、何か皆様のほうからございましたら伺いたいと思います。

美浦村長：すみません、美浦村でございます。今、同意がなくても国の方針で処分場を建

設することができるっていう意見をいただきましたけども、実質、自治体の中で各除染もしたのも1カ所に集めようという、安全だから集めようというふうな話し合いを自治体の中でやっても動かないんです。誰が責任を持つんですか。それは、もうそこで発生したものは、その場所に安全なように保管をするしかないんです。

実質、今、8,000ベクレルの話も出たでしょう。焼却灰、主灰、飛灰が8,000ベクレル以下で受け入れてくれるという国の方針があったじゃないですか、今もそうありますけども。実質その自治体で4,000ベクレル以上は受け入れませんということで返されました。実際測って5,100ベクレルしかないんですけども。これは、8,000ベクレルという基準があったのにもかかわらず、そこにかかわる自治体が4,000ベクレル以上はだめですということで処分ができませんでした。そういうことは、国との相違がありますよね。国が8,000ベクレルと言ってるのに、その受け入れる自治体は4,000ベクレルと言う、その開きがある。そういう部分はどういうふうに解釈をして処理をするんですか。

梶原部長：今の例えば8,000ベクレル以下は、私は、その会議の時に8,000ベクレル以下のものは廃棄物処理法に基づいて通常の処理が可能である。というふうに申し上げております。それは、有識者会議で有識者の方々にも結論を踏まえて現在、法令とする形で整備をしております。ただ、実態上、それぞれの受け入れるところがあるところとないところがあります。それは、このセシウムに限った問題ではなくて、いろんな廃棄物の受け入れを広域的に移動する場合は、そういったような問題もあり得る問題であることは事実であります。

ただ、じゃあこれについてどうするかということにつきましては、私どもとしても、8,000ベクレル以下のものは大丈夫かということで、いろんな、例えば産業廃棄物の業者さんでありますとか、そういったような方々にぜひ受け入れてくれということでご協力を要請してる部分がございます。実際に強制するわけにはいきませんが、ぜひそういったことについては協力をさせていただきたいと思っております。

美浦村長：7ページにも、指定を受けた者が当該廃棄物の処理に係る者から同意を得ることというふう書いてありますよね。ですから、国で認めても、そういう同意を得ないとそこに移動できない、処理できないということになったと思うんですよ。だから、関わる

部分、先ほどの小さな部分であっても1カ所にまとめることというのは、地域間の批判、反対が出てきて、それは小さい市町村のところの中であっても1カ所にはできない。それぞれ地区の同意をもらわないうちは、それが1カ所にまとめることはできないですよ。その辺を考えて有識者の方、一番いいプロセスを考えてるかもしれませんが、自治体が、どこの地域でも受け入れますよと手挙げるところはないと思いますよ。そんなら同意を得ないで国はできるという部分があるんならば、早目にそれは国が指定しても、結果的には同意を得られないことにはできないでしょう。その辺をどうするかですよ。幾ら議論をしても、堂々めぐりになったんでは本当に笠間の市長さんが言ったように、10年もたてば、20年たてばって、この結果は、堂々めぐりで結論が出ないまま、時間だけが過ぎていくということになってしまいます。その辺をちょっと茨城県全体のこともあるかもしれないけれども、小さな自治体も含めて44市町村、どうやって1カ所に決めるかとか、なかなか難しい、小さい自治体ですらできないんです。そこをご理解いただきたい。できれば造っていただきたいです。

梶原部長：すみません、今2点ほど、最初の点は資料2の7ページの指定廃棄物が8,000ベクレル以下になった場合の同意の話についてありました。これ、ちょっと、私も、もともとわかりにくいことが書いてあるので、ちょっと誤解がないようにご説明だけさせていただきます。

これは、③というのはちょっと例外的なケースでございまして、例えば、産廃業者さんの手にあるとしますですね。産廃業者さんの手にあるごみが指定廃棄物だとすると、産廃業者さんが指定申請をするということもあり得るわけです。そうした場合にですね、その産廃の排出処理責任が排出事業者には実はあるものですから、この人だけがうんと言うんじゃないやなくて、排出事業者さんがうんと言ってくださいよという、関係者が複数に分かれる場合があるんですね。そういう場合のことを例外的に書いてあるところでございます。

これは技術的な話なんで大した話じゃないんですけど、もう一つのほうの地元同意、あるいは市町村長同意のことです。これは非常に重大なご指摘だと思っております。それで、できるだけご理解を賜る、あるいは同意を賜るという努力は最大限させていただきたいと思っております。ただ、正直言いまして全ての方々に同意を、あるいはご理解を賜るのも難しいというのも現実であるというふうに思っております。その上で、私どものできることを、何を造ろうとしてるのだ、何をしようとしてるのだ、どういった形で当面

に実際の観測データ等、モニタリングデータ等もお示ししながら、どういう形でやってるのかということ、あるいはその処理施設をちゃんと見に来ていただいて、自分の目で確認をしていただくといったようなことも含めてやらせていただいてご理解を賜る努力をしながら、施設整備を国が責任を持ってやられるようにしたいというふうに考えております。

秋野政務官：よろしいですか。はい、どうぞ。

北茨城市長：北茨城市の豊田稔です。井上副大臣に東海村の村長さんが最初申し上げました。茨城県の首長さんは、それぞれ憤りを感じてたんですよ。そして第2回のこの会議。私、答えによっては今後、出席しないようにしたい。副大臣が、井上副大臣のお答えだったでしょう。それが調べなくちゃわからんという無責任さ。これが環境省にあるんじゃないかな、そう思うんですよ。そのことを発言してしまった、それならそれでいいんじゃないかと思うんです。そして、みんなに本当に丁寧に説明をし、理解をいただくんだ、ということならば、会議に私も参加をしますけども、後日、自分の発言したことをきちっと調べてやらなくちゃならんということないでしょう。茨城県に今日来ることはわかってたでしょう。必ずその話が出るということは理解したと思うんですよ。それが信頼だと思うんですよ。環境省の。

前回も鮫川村の環境省でやる焼却施設、これ北茨城市も了解しましたよ。それは部長と私と信頼関係ができたから、県民に説明できるんですよ。そのことをまず、副大臣、出ていただいた、あなたの環境副大臣としての考え方を聞かせて欲しい。

井上副大臣：先ほどですね、東海の村長さんからのご指摘をいただきました。先ほど私が後日というふうに申し上げたのは、私にとってちょっと記憶がない発言だったものですから、それはきちんと調べた上でお答えをしないと、これはやはり責任ある回答ではないということでお答えいたしました。

今ですね、事務方のほうで急ぎ、突然のご指摘だったものですから調べさせていただきました。ちょっとこれを調べた結果が十分かどうかはまだわかりませんが、ここで再びご指摘いただいたんで、私のほうから先ほどのご質問に対するお答えをさせていただきたいと思います。

恐らくですね村長さんからご指摘がありましたのは、4月の15日の衆議院の予算委員

会第1分科会における私の答弁だと思います。議事録を確認はしたんですが、私の方が理解が得られたという発言はしておりません。また、そういった趣旨の発言もしておりません。もし、しているということであれば、また議事録等をお示しをいただければ大変ありがたいと思っております。

ちなみに私が答弁した内容といたしましては、例えば茨城県において市町村長会議を開催をさせていただきましたと。会議の中身といたしましては、一部に強い反対の意見もあったことは事実でありますと、しかし前向きな意見も多くあった、あるいは大変有意義なご意見をいただいたと理解をしていると、こういったような発言をしたものですから、それが、もしかしたら誤って大方の理解が得られたという発言だったと伝わったかもしれませんが、私の理解としてはそういうことですので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

北茨城市長：そうすると、マスコミが報道したことが間違いだということでしょうか。そうですね。そういう理解で、私が理解をしてよろしいですね。

井上副大臣：すみません。マスコミのちょっと報道ぶりについてもですね、突然のご指摘だったものですから、そういうことであれば、マスコミの報道ぶりをちょっと確認した上で、改めて責任持って回答したいと思います。

東海村長：そのとおりにお願いしたいと思いますが、私の記憶では、私は新聞記事でそれを大方の理解は得られたと書かれておりました。発言。それはただ、環境委員会と書いてありました。環境委員会ってのはないですね、これは。環境委員会とありました。予算委員会ではなくて。

井上副大臣：日付は入っておりましたか。

東海村長：日付は、ちょっと私もこれ記憶が曖昧なんだ。いつ書いたか。4月18日に私が書いてあるから、4月12日にその前に茨城県での市町村長会議があって、4月18日だから、4月17日か18日のころの新聞記事ですね。その新聞記事は何であるか、ちょっと私も今、記憶はしてないんですが。そういう反応があるとすればもっと調べてく

るんであったのですが、そういうもの、当然ながら井上副大臣はよく記憶されてると思って来たものですから、私はちょっと曖昧なんですけど、私のほうも調べてみますが。

でも、今わかるならば、おたくは官庁ですので、そのあたりの記事はきっちり今でもデータとれると思いますので、調べていただければと思いますので。

井上副大臣：まだ会議続きますんで、ちょっと会議中に事務方に指示をして、わかるものであれば、この会議中にお答えしたいと思います。

秋野政務官：よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

つくばみらい市：つくばみらい市の片庭ですが、今、あの話を戻しますと、今、笠間の市長が言ったようにですね、笠間はそういった、いわゆる一時保管がないからそういう発言が出ましたけれども、私どもの常総区域はですね、もうパンクしちゃうほどいっぱい積みれとるんです。ですから、これはですね、国としては早急にですね責任を持って建設をしてもらいたいというのは、私は賛成の立場でお話をしてるんです。

それで、先ほどいろいろと手順、選定手順を聞かせていただきまして、これは前回と違っていいかと、こういう手順の仕方で進めていただければ我々みんな納得するんじゃないかなというふうに思います。やはり我々みたいにですね、地域住民に了承をもらって、一時保管しているというところでございますんで、やはり国は責任持って早急に建設をしてもらいたいということでございますので、よろしくお願いします。

秋野政務官：この点につきましては、いかがでございましょうか。どうぞ。

ひたちなか市：ひたちなか市の本間でございます。当市においてもですね、流域下水道の汚泥の焼却灰を抱えているわけでありまして、整備をするということで、今回この手順を踏んでということについては理解しやすいようにというようなことでも、私としても一定の理解はできるところではありますが、これは最終的に先ほど市町村の同意が必要というようなことがありましたが、私は同意を求めてもらいたいというふうに私は思います。

これはですね、やはりこのプロセスを踏んで、いろいろ評価をして、そして最後にです

よ、最も適切だというふうに有識者の方々が選ぶのかもしれませんが、最終的には国が選ぶことなんですけども、これをですね、これもそのまま、このプロセスを踏みながら、これは皆で納得し、合意をしたプロセスで選んだのだから自動的にその信認が受けれるというか、そういう簡単なプロセスはこの世の中に私はないというふうに思います。ですから、これはですね、やはり地元の市町村にしても、私たち住民たちの説明を当然しなきゃいけないわけなんですけども、最終的にはやはり引き受けるという要素が絶対、私は要るというふうに思うんです。造るにあたってはですね。それについては、やはり引き受けるに当たっては、何らかの地域の例えば支援策とか条件とか、そのようなものが、やはり何かを僕は引き受けるということの判断は最終的には得られないのではないかと、私はそういうふうに思います。

したがって、笠間の市長がおっしゃったとは思いますが、結局何十年もかかるのではないかと、その懸念をですよ今私が申し上げたことを含めてですね、最終的にどのような決着の仕方をするかということについて、やはり一定のイメージが、これではいい、できるとは言えないというふうに感じて、環境省として、やはり地元をあるひとつの市や町や村が選定地になって引き受けるということに対しての何らかのフォローや支援策というようなものはお考えになるのかどうかというようなことを確認させていただきたいと思っております。

梶原部長：ありがとうございます。支援策ということでございます。最終的にまだどこにどういう形で造るかということが決まったわけではございませんけれども、具体的にその場所が決まった段階です、そういった支援策があるのかどうか、そういったような話も当然出てくると思っております。それにつきましてですね、私どもが全て答えられることができるかどうかは、それはわかりませんが、その支援策についてはどうあるべきかということについて、他の各県からでも、県からの感じでも送られておりますので、検討は進めていきたいと思っております。

私のほうから言うのはちょっと適当かどうかわかりませんが、そういった皆様方の声があるということにつきましては、副大臣レベルで関係省庁にも井上副大臣から協力要請をさせていただいてるところでございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。どうぞ。

北茨城市長：丁寧に選定基準あるいは茨城県に一つということを決めたいということでしょうけど、丁寧に説明をして、そして一つに決めるということは知事も了解しているだろうし、我々も了解していくしかねえな。ただ、一つ該当される市が大変な状況になる、その町が、村が大変な状況になるということを認識をしてほしいんですよ。それは誰も総論としては一つにするということは賛成なんですよ。北茨城に持ってきたら北茨城は反対しますよと。ですから、何か言葉がおかしいです。つくばみらい市が大変だと、つくばみらい市にやれと、つくばみらい市やったってできるわけない。だから、そういう議論ですから、それを丁寧に説明するのはわかりましたから、今日あたり、もう一度、一つに選定することがいかがですか、ということを決めたほうがいいと思うんです。それを決めないでだらだらやれば、先ほど井上副大臣が火消しをする。そういうことを平気で話し合いますから。

ですから、一つに決めたいんだということで、いや、それぞれの市町村がそれぞれもっている廃棄物を管理してくんだということはだめなんですと。安全面から言って一つなんです。ということを痛切に言ったほうがいいと思うんですけど。ですから、今日は北茨城市ですよとは言えないでしょうから、ですから、まず一つでお願いしたということで知事もいらっしゃいますし、副知事もいらっしゃいますから、そこで一つでいいんだなというふうに決めないと前へ進んでいきませんよ。

(そうだ。そうだ、賛成。)

秋野政務官：ありがとうございます。今まさにそのご意見を賜っているところになるかと思いますが、私どもはもともと1カ所に処理をさせていただきたいという立場ではあります。ここで、一方でこの市町村長会議で、例えば一時仮置きといいましょうか、そういう形で保管をしていただくということが続くということがもしも合意をされるのであれば、それも有り得るという考え方を示させていただきました。

ですから、ここについてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。まず、その1カ所に集めさせていただくということ。

坂東市長：その前にちょっと

秋野政務官：どうぞ。

坂東市長：坂東市の吉原です。今、あの1カ所に決めてはどうかというのですが、候補地は絞られるというふうな話がでたんですけど、私は前回の12日のときにですね、拡散すべきでないというふうに発言した手前ですね。私は先ほど初めのころの回答の中からですね福島県に持っていったらといたら、福島県では持ってこないでくれと。これは当然言う話ですよ。でも、やっぱり私は、ここで1カ所に決める前に原発周辺の大変名前を出して恐縮ですけども、浪江だとか双葉だとか、そういうところに帰還できるんですか、できないんですか。帰還するというのは希望であって、現実問題としてそこに帰還ができるのか、できないのか。仮にできないとしたら、そういうところを今後検討の課題にしたっていいんじゃないかと私はこういうふうに思います。

大変、前回でも丁寧に、ほんと頭越しじゃなくて、手順もずっと踏んでくれてますね。しかし、先ほど有識者の会議の中で決められたこと、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、これ有識者でなくたって誰だって大体わかるよね。頭にありますよね。景勝の地、名勝、史跡、国指定、誰だってこんなとこに持ってきませんよ。それを堂々と述べてること自体、私はどうも不信感を持ってますよ。東海の村長に対する答弁だって、私は大変失礼だったと思いますよ。ですから、原発の周辺2キロでも3キロでも5キロでも、本当に帰還できるとしたならば、国でこういうふうにします。いつまでにやります。その辺のところは明確になれば、私も次の会議にも参加してやってみようと思いますけどね、今の状況だと、まるっきりそういうところは相手方に出したら、誰だって、それは持ってこないでくれと言いますよ。現実問題をもっと直視して、こういう会議を開いていただきたい。私はそういうふうに要望します。

秋野政務官：原発周辺に帰れるか帰れないかということにつきましては、先ほど資料2の1ページ、2ページのところでもご説明をさせていただいたかと思いますが、多くの方が帰還を望まれているということについて、国も全力を尽くしているところであります。そして。

坂東市長：戻るって言っても、帰れるのか帰れないのか。

秋野政務官：まだ、国も全力を尽くしている。

坂東市長：全力を尽くすとか言葉だけでしょう。そうじゃなくて、現実問題としてはどうなんだ。

秋野政務官：ちょっと聞いてください。福島県については福島県内のものについては処分をするということを合意をいただいている基本方針に基づいてやるというふうに回答をいただいている以上、ここについての合意は、幾ら帰る、帰らないにかかわらず、はっきりしているわけであります。ですから、処分を早くさせていただくために、私どもとしては県内で処分をさせていただくということをご提案させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

それから、確かにこの有識者のお示しになりましたこの地すべり等々というのは誰もがわかってるというふうに言われたら、そのとおりなのかもしれません。ただ、その手順につきまして、市長、町長、村長の皆様方の合意をとるご提示を出させているところでございますので、こういうルールで、みんなで合意したルールで選定をさせていただきたいということをお諮りしている、その説明をさせていただけることもご理解いただきたいと思います。どうぞ。

桜川市長：桜川の中田でございますが、一つお聞きしたいんですが、放射能アレルギーという言葉がございますけれども、我々ども目に見えない放射能に対する恐怖心というのは大変強く持っている。1カ所に選定をするというふうな話は重々承知できるんですが、その放射能を除去する方法というのは未来永劫できないわけでございますか。であれば、我々は我々の地域には絶対持ってきてもらいたくないという本音が出てしまうわけでございますが、国が全力を挙げてこの放射能、100年で何%減衰しますよというふうな話は聞いとるんですが、1カ所に集中したらたまったもんじゃない。未来永劫この地域はもう人が住めないんだという、我々首長をやっている者が選挙やったら負けますよ。そういうことを現実踏まえれば放射能はどういうふうに、これから何年かかればなくなる方法が構築できるかどうか、その辺はどうなんですか。

梶原部長：放射能がなくなるか、なくならないかということなんですが、まず科学的に言いますと、先ほど放射能を出す物質は、放射能を出しながら変化をしていきますので、時間とともに減っていきます。セシウムの場合は、100年で16分の1ぐらいになる。ただ、化学反応みたいにはですね、水素と酸素が一緒になって水になるといったような形で、物はこちらと変わる。完全に物は変わるんだということはありません。そういう意味では、100年で16分の1ぐらいにはなりませんけれども残りますというふうに申し上げざるを得ないんですが、ただ非常に重要なことは、放射能というのは出てこないようにできます。つまり遮へいというやつなんでございますが、これは前回もお示しをしたんですけれど、例えば、今回私どもが考えている施設でいいますと、例えばコンクリートの壁で35センチの壁を造ります。その上にさらに土を1メートル盛りますといったようなことを考えております。それで35センチのコンクリートで何分の1になるかということなんでございますが、200分の1になります。計算上200分の1になります。それにさらに1メートルの土を乗せて最終的には管理することになるんですが、この場合は、その2つを合わせて400万分の1になります。計算すると。それは、そういう意味では放射能は出るといふ機能は年とともに減っていきますが、それを隔離をする、遮へいするという出でこない、閉じ込めてしまうということは可能でございます。そういった方法で。

桜川市長：わかりました。我々が心配してるのは、原発の絶対に安全で安心できますよという説明を受けてきて、それを信用してまいりました。しかし、残念ながらこういう結果になってしまったということですから、仮に候補地に選ばれたところについては今言われるように、絶対に心配はありません、もしというふうな話のときに何て我々は説明したらいいのかということだと思いますので、この辺のところをしっかりと放射能アレルギーを少しでもなくす工夫をもっともって、わかりやすくしていただかないと、なかなか進展しないなというふうな感じがしてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

梶原部長：ありがとうございます。ご指摘、大変ありがとうございます。私どももいろんなところでお前は説明が下手だとよく言われるんです。これは、そういう意味で、今言われたことを、例えば僕らはすぐに多重防護などとわけのわからんことを言うんですけども、二重、三重、四重にして、安全装置がついてます。みたいなことを言うと。おっしゃることと同じことだと思います。それに至る前に違うところという話もでございます。そ

ういう意味では本当にわかりやすい形で説明をさせていただきたいと思います。原子炉とどう違うんだ。反応する原子炉と、8,000ベクレルを超えてますけれども反応するよなものじゃないものを使ってるということを含めて、どういう構造をしてるかということを含めて、ぜひわかりやすい説明をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

秋野政務官：どうぞ。

常陸太田市長：常陸太田市長の大久保でございます。二つあるんですけども、一つは、初めに前回の会議のときに申し上げた風評被害について資料の2番ですけど、この最終の8ページに対応についてということでご説明をいただいております。私は、この程度の認識しか皆さんはお持ちでないのかというふうに非常に大きな疑問を抱いております。今まで多数、風評被害が発生している自治体においては、これ以上のことを実際に行なっているわけです。情報の提供をホームページでこういうものを、パンフレットを作ったり情報提供しただけで風評被害が払拭できるなんていう認識をお持ちだとしたら、ぜひ改めていただきたい、そのことを強く申し上げます。

それから、もう1点は、手順についてご説明ありました資料3の1の5ページのところです。その下段のところに、(4)として必要面積を確保した土地の抽出、大体2ヘクタールというお話がございました。ここの一番最初のところに国有地を基本とするけれども、市町村長会議において公有地や私有地が提案された場合はということで書かれておりますけれども、これはどういうことを想定してお話しになられたのでしょうか。

なぜそういうことをお尋ねするかといいますと、なかなか茨城県内にも各施設等、研究施設等も含めてですね保有している市町村あるいは自治体がありますから、なかなか表に言えないことですが、県民のほうから、風評被害のさらなる火種を作らないためには、もともとある企業、施設等々のそういう敷地内でも置けるところはないのかという意見も出ているのも事実でございます。そういう観点から、提案があった場合は、これはどういうことを想定して手順として書かれているのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

梶原部長：2点目について、ちょっとお答えしたいと思うんですが、具体的に言いますと、

例えば宮城県におきましては、県有地について対象にしてくれということで県有地のデータをいただいております。また千葉県におきましても、県有地というものを考えてくれということで提案をいただいておりますし、また千葉県の場合は県独自です。ね。どういったところがいいのか検討をしたいというご発言もあります。そういう意味もありまして、例えば、ほかに市町村がお持ちの土地もあろうかと思えますし、そういう公有地でありますとか、そういった、それ以外の具体的な点があれば当然伺いして、そういったようなことに広げて考えてまいりたいということでございます。今のところは、出発点としては国有地を考えてございますけれども、そういったようなご提案があれば、ぜひ考えてまいりたいということでございます。

常陸太田市長：最終的に候補地を決めていくというときに市町村の同意は必要ないと、原則的にはですね。そういうお話でもありますよね。しかし、地域住民の意向ということは無視できないわけですから、先ほどもひたちなか市の市長さんが言われましたように、市町村の自治体等の同意も必要だと私はそういうふうに思います。

そういう中で、この発案があったら検討するんだという消極的な考え方じゃなしに、環境省として、どういう民有地とかあるいはそのあるかどうかというのはわかるはずですよ。それが無い、例えば核関連の企業等もあるわけですね。そういう中に敷地を広く2ヘクタール確保できるようなところであれば、そういうところも最初から候補地として選定の対象として検討していくということは私は必要だと思うんですね。ということは、先ほど言いました、既にある施設の周辺に対しての風評被害の新たな火種になることは極めて低いということが一つ言えますよね。

それから、保管していく上での、保全の意味での技術のレベルも非常に高いと思えますし、またモニタリング等のいろんな施設等の整備等についても、ある意味ではできている場所だってあるはずですよ。そういうところを最初から候補地として上げないというその意味がよく理解できないです。ぜひあげて欲しい、そういうふうに思います。以上です。

梶原部長：すみません。第1点目の同意の話なんですけれども、私の説明が下手くそで誤解をお招きしてるとしたら大変お詫びをしなくちゃいけないんですが、法的に同意が必要ではないと申し上げたのが一つと、それで、ただ、同意は法的には必要ないということでございますけれども、できるだけご理解を賜れるようにご説明をしていきたいということ

を申し上げました。

第2点目の、今おっしゃられたような地域、これは地域の考え方ということで、私どもは国有地というものを出発点というふうに考えておりました。それで、今一つのご提案ではありますけれども、そのご提案について私どももご提案があったものとして検討させていただきたいと思っておりますけれども、それぞれの土地を持っておられる方々、それぞれいらっしゃいますので、その方々との調整、あるいはそういった地域がある自治体の方々のご意見もありますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

秋野政務官：ありがとうございます。

それでは、先ほどの議題にもう一度戻りまして、この県内で1カ所で集約をさせていただくのか、それともこの今保管をさせていただいている形を強化することも含めて選択肢としていくのかということにつきまして、少しお諮りをしたいと思います。もちろん、1カ所でなく、3カ所とかいろんな意見もあるかと思いますが、ご意見がありましたらいただきたいと思います。どうぞ。

橋本知事：参考までにお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、群馬では複数カ所という案を出してはいたけど、やっぱり1カ所がいいなって、1カ所で今動きが進んでいます。それから、もう一つは、県によっては、こういう形で1カ所に集約するというのを環境省が提案してないという県もある、少量しかないところについては。それでもう一つは、今は3, 530トンほどあるんですけども、10年後には少なくとも275トンぐらいに減ってしまう。今の10分の1ぐらいです。3年以内に4市町村はもう8, 000ベクレル超はなくなってしまいます。そして6年後までに、今13カ所のうち8カ所が8, 000ベクレル超がなくなってしまいます。そういうことも踏まえた上で、それから1カ所にするんだとすると、さっきひたちなか市の市長が言ったように、どういう地元へ対応する組織があるのかという、そういった形のことを頭に置いておいたうえで、1カ所にしていくのがいいのか、それとも今のような形でやっていけばいいのか。例えば1カ所にする場合には、こんなに堅固なものにするけれども、じゃあ数カ所の場合はフレキシブルコンテナでいいのか、フレキシブルコンテナでこのままでいけるのであれば、それは十分分散保管も考えられるし、いろいろな状況を考えた上で、いろいろこれから、また詰めた議論をしていただけたらなと思います。以上です。

秋野政務官：知事からも、ご意見いただきましたけども、何か皆様からございますでしょうか。

笠間市長：知事、今、知事がおっしゃったデータを出してもらったほうがいいですね。

橋本知事：僕もそう思う。それデータとかいろんなものを全部。

笠間市長：資料として。私が今データがあるってことを全然わかっていませんでしたしね。

橋本知事：これで一応環境省から説明されたけども、これ聞いてても、なかなか堅固なものということはもうみんな分かっている。それからある程度の条件も、これも先の話だけど、誰でもわかる。そういう意味では、今のこのデータがどうなっているか、これが出していいものかわかりませんが、指定廃棄物になっているところは出せるのかな、そういうことを前提にしないと桜川市が言うようにずっと続くんじゃないかという話になってしまうけども、少なくとも13年経てば0.6トンしかないんです。0.6トンです。3,530のうち0.6トンしかなくなってしまうので、そういったことも踏まえて、ほかのところから、例えば全体量がいくつか。それをどのくらいのところについては、もう市のほうの施設もあるわけですから、そういうことを全体的にもう少し、環境省のほうから状況を説明して事業を進めないで、うまくかみ合わないじゃないかと思います。

秋野政務官：ちょっと資料がご提示をさせていただくように今ちょっと準備をさせていただきたいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

梶原部長：おっしゃる通り、経年変化の話については今、資料を至急コピーをさせていただきたいと思いますが、茨城県の場合は幾つかのケースを考えてもですね、10年後には75トンぐらいになるということです。発災後10年後です。ですから、あと7、8年後で75トンにまで落ちるといってございまして。ただ、その際に8,000を切るということでもありますから、8,000よりも切った、例えば7,000とか6,000

0とかそういったようなものになるといふことでございます。

秋野政務官：今、その1カ所にするか、その保管を続けるかというのは、ちょっとデータを見ていただきましょうか。それ以外の件で何かございますでしょうか。どうぞ。

かすみがうら市：先ほどの話なんです、かすみがうら市です。6月のうちのほうの議会で議員さんからの質問で、大分その保管が、時間がたってまして、保管袋であるとかトランスバッグとか土のう袋ですね。あれを覆ってるブルーシートなんかが大分傷んでくるものも出てきて、これどうせ短期間じゃ決まらないんじゃないかと思ってるところもある。だったら、少しその容器もプラスチック容器で土に埋めるとか、そういうことを考えていったほうがいいんじゃないのという意見が出てきたんです。それも共産党の議員さんから出てきてるんです。ちょっと参考になるかなと思って意見させていただきました。

秋野政務官：ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

高萩市長：方針は変わらないということを最初に聞きました。私は前々から、これは1カ所にすべきだと考えております。ただ、方針は変わらないということを今日改めて確認をいたしましたけれども、先ほど知事からありましたように、経年変化とかしてくる中で、何が何でも1カ所というふうにこだわらなくて、もっと柔軟に捉えてもいいんじゃないかなと今、知事のそういう経年変化という数字を聞いて、そういうふうな感想を持ちました。

北茨城市長：そうするとあれなんじゃないの。少なくなるというのは年月が10年以上かかるということでしょう。この最終処分地、いつまでに造りたい。いつまでに造りたいの。

梶原部長：私どもの基本的なスケジュールとしましては、27年3月までに搬入を始めていきたいと思っております。

北茨城市長：27年ならば、部長、27年ちゅうことは、27年までの数値しか認められんでしょ。

梶原部長：すみません。正確に申し上げますと、これまで前政権の段階でスケジュールを出させていただいているんですけれども、それについては27年3月ということでございます。ただ、それから見直しをしまして、このプロセスで議論を始めております。このプロセスで議論をするということは、皆様方のご意見を賜りながら進めるということでございますので、そういう意味においては、その中で具体的なスケジュールがもう一回見えてくるんだろうなと思っているんです。

北茨城市長：違うよ。

梶原部長：今、市長が言われたやつ、その段階で入れてしまうと、持ち出すことはありません。そこで長期保管をいたします。

北茨城市長：3，200トン茨城県にあるのね。

梶原部長：それを入れます。

北茨城市長：3，200トン、27年度までになったならば、8，000ベクレル以下のやつ何トンだったというのは、試算説明でしょう。そんなこと考える必要ないじゃない。3，200トン入れりゃいい。また、そこまで考えちゃうと3カ所にしなくちゃならない4カ所にしなくちゃならないのに、4人に迷惑かけるんだよ。だから私はあえて1カ所のほうがいいんじゃないかな。ただ、そう思っているんですけどね。でも、それは条件として環境省がもっともっと謙虚になって、もっともっと言われたことを真摯に受けとめていかなくちゃならないということが基本ですよ。私はそう思います。

梶原部長：すみません。整理をいたしますと、今、8，000ベクレルを超える廃棄物について、それを全体を1カ所で処理をする最終処分場を造らせていただきたいというふうにご提案をさせていただいております。それは、考え方といたしましては、保管をしていただくよりもコンクリートでの遮へい型の施設に入れ、さらに覆土を1メートル位敷き、より安全であるというふうを考えているからでございます。それは今、考えている県内にごございます指定廃棄物を全て入れる予定でございます。

もう一つ、じゃあ、そうしないで発災から10年ぐらいたったら70トンぐらいになりますので、その数字しかなくなったらという話があります。これは8,000ベクレルを切るという意味ではそのとおりです。ですから、8,000ベクレルを超えるというものの特別な指定が必要がなくなるのは少なくなると思います。ただ、申し上げたいのは、8,000ベクレルを切ったものも処理をしていただく必要がございます。それは指定廃棄物という形で処理をしなくなるということでございますけれども、通常の廃棄物処理法に基づいて処理をしていただく必要がございます。

それで、知事がおっしゃられたように、少量しか発生をしてない都道府県では、最終処分場を造るということではなくて、既存の処理施設で処理をする。あるいは低減をするということも前提で考えておられる自治体もあると認識してございます。

ただ、私どもの考え方は、ある意味安全な形で処理をするためには、私どもの提案させていただいているものが、一番安全ではないかというふうにご提案をさせていただいてる次第でございます。

阿見町長：阿見の天田です。部長さんの言うことはいろいろよくわかりますけど、先ほど知事さんのほうから経年変化ということ、あと44市町村で指名された地区が本当に受け入れられるのかということ。私は、阿見町では、今ここでも言っておきますけど、受け入れられません。まず無理ですね。幾らアメがあろうが、それはちょっと難しいかなと。これ、やっぱり放射能となると全然違った意味合いを持ってくるんでね、これはなかなか難しいですよ。私のところも、物は持ってるけれど。ただ、やはり実際に本当に受け入れられるというところはあるだろう。手を挙げてもらって受け入れてもらえばいいけど。本当に44市町村で受け入れられるところあるんですか。それをまず、やっぱりきちんと基本に考えていかないと、受け入れられないのに1カ所にしよう、1カ所にしようとしたって、受け入れるところがないのに1カ所でっていうわけにいかんでしょう。

それであるならば、経年変化の中で実際、今言ったけども、それぞれの自治体はいっぱいになってしまおうとか、それぞれありますよね。つくばみらいさん、そういう場所、もう少し、ほかにも移せるような、一人一人が、要するに確保する場所を1カ所どころかいっぱいになっちゃって大変だろうという。そのつくばみらいならつくばみらいの中で、ここにも移動できますよという、そういう場所を造って経年変化を増すとか、また私のところで

光合成という形で、ちょっと減衰っていうか、放射能をちょっと弱めようという、そういう今試みをしてるんですけど、その場所ですよ。やはり今からそういうのも出てくるんじゃないですか。今のままで、これだけ科学技術でも何でも発展しちゃうのに、そういうものが出てくるんじゃないですか。特に茨城県の場合は、まだまだ低い水準という状況でしょ。そういうのはよく考えていったほうがいい。44市町村で受け入れられるって市町村があれば、それは受け入れてもらったほうがいいと私は。それと阿見町では、とてもじゃないけど受け入れられないということを、はっきり言うとかないけないですね。

秋野政務官：ありがとうございます。

データをお示しをしたいと思いますんですが、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、データをできれば今日中にお渡しをさせていただき、間に合わなければ、改めてお渡しをしたいと思います。その上で、県内1カ所あるいは数カ所に集約して処分場を造らせていただくのか、それとも今の保管という形を強化するための対策をとらせていただくということを次回の会議でお諮りをさせていただき、決めるということによろしいでしょうか。

では、データがそろい次第、市長さんのみなさまにお渡ししたいと思います。

あの、副大臣の答弁につきましても、議事録を精査をさせていただきまして、正確な形でお話をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

■資料4について説明

秋野政務官：それでは、資料4につきましてご説明をお願いします。

梶原部長：資料の4、1枚紙でございます。こういう1枚紙がございます。今後の進め方でございます。

有識者会議について、前回も会合を3回ほど開かせていただいております。これ5月からの分しかないもんですから、2回しかやってないように見えますが、これ4月もやっております、3回やっております、今回その右側の市町村長会議第2回目を茨城県でさせていただいてる次第でございます。

それで今回、承ったご意見、これ5県でやらせていただいておりますが、7月1日に群馬県、これが私どもの手順とか基準の説明する会の最終の県が群馬県でございますけれども、この5県の賜りましたご意見をフィードバックする形で今月以降に、具体的には来月に恐らくなると思うんですが、7月になると思いますが、第5回の有識者会議を開催していただいて、さらに有識者の方々にご検討賜り、その結果を踏まえて、また皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております次第でございます。

秋野政務官：それでは、今日は宿題もいただきましたので、それにつきましては次回の会議で環境省のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

さらに、追加でご意見等ございましたらお知らせをさせていただきたいと思っております。そこにつきましても検討をさせていただきたいと思っております。

ほかに事務局から何かございますでしょうか。どうぞ。

龍ヶ崎市長：追加的というか龍ヶ崎市の中山でございます。追加的ということではなく、中身で申し上げるべきだったことかもしれませんが、今回一つの結論出なかったと考えられるので発言させていただきます。

龍ヶ崎市は、指定廃棄物を今、仮置きをしているところでございますけれども、ひとつひとつ確認でお尋ねしますけれども、最終処分場の役割というのは指定廃棄物に指定されたものを未来永劫、保管をする、最終処分する場所なのか、それとも指定廃棄物でなくなった瞬間にその最終処分場の役割は終わるのかどうか、その点ちょっと確認させていただきます。

梶原部長：私どもとしては、当然のことながら埋め立てたものの放射能のレベルは減ります。減りますが、その施設は未来永劫にわたってきちんと管理をしていくということを考えております。したがって、前回もご説明いたしましたけれども、コンクリートの壁でしっかりした箱を造って処分をするわけでございますが、周りに人が入れるような点検溝を造ってずっと管理をし、一定期間が過ぎますが、そこに土を入れていく。それで周りにはモニタリング施設をずっと置かせて、次第に同施設が壊れてないかということを確認しながら進めていくと、長期の管理を考えてございます。

龍ヶ崎市長：はい、ありがとうございます。そうでないと、今、経年変化の話が出て資料いただきましたけれども、もし指定廃棄物でなくなる10年後には75トンになるというような話もございますけれども、本当に最終処分場、何カ所、何年かかるかわからない状況で、例えば3年後、今龍ヶ崎市で保管しているものが指定廃棄物の指定のベクレル数を下回るようになった場合は、仮置きその場がそれが最終処分になってしまうということでございますね。それをやっぱり今、住民に説明してることに對する裏切りになってしまうわけでございます。やっぱりそういう議論は避けてもらいたいというのが私からのお願いです。

やはり今、住民の皆さんにはごみの最終処分場もあるんですけれども、耐えがたきを耐え、ごみの受け入れをお願いしてきたところでございます。そこに放射性物質は我々は認めてないよということで、放射性物質は1ベクレルたりとも受け入れません、我々はというふうな言われ方を最初いわれました。それを説明して、まず指定廃棄物が出てしまったということなんですけれども、この指定廃棄物から下回る数値の灰を埋められなかった、しばらく埋めさせてもらえなかった状況がありました。それを納得してもらうのに本当に1年近くかけて、やっと今埋め立てさせていただいておりますが、いまだに地元の方からは何で受け入れたんだというような反論が出ているような状況にもあります。

それで1つだけ、その他で申し上げさせていただいたのは、お願いがございます。仮置きとして、国の指導のもと今、仮置きをしているわけですが、今、目指している最終処分場の施設からすると数百分の1から数千分の1かわかりませんが、粗末な施設で保管をしているわけですよ。それでも安全だということで、保管をしている自治体としては住民の皆さんにご理解をいただいているところでございますが、やはり保管をして、仮置きをして、もう何年もたつたでしょうか。その間に国が責任を持って処分をするというふうな話をいただいたんですが、国のほうから住民の皆さんに今仮置きをしているこの状況は安全ですよ、将来的には我々が責任を持ってこの指定廃棄物に関しましては処理をいたしますというような説明に一度も来ていただいておりません。自治体の数からすると、保管している自治体は3分の1、4分の1と少ないと思いますので、是非、保管をしている自治体には、国の専門的な知識を持たれた、住民を納得させられるような方が、ぜひ足しげく通っていただいて、定期的にやっていただくと本当ありがたいと思うんですけれども、安心感を与えるためにも、やはり地域の住民に対する説明をぜひ国のほうで、こちらのほうも責任を持って行っていただきたいというのが要望でございます。以上です。

梶原部長：すみません、今の保管、大変ありがとうございます。正直言いまして、私どもだけでですねご説明に行って信用していただけるかどうかというのはちょっと疑問なんですけども、専門家の方々をお願いすることも含めて、検討させて対応させていただきたいと思えます。

それで今、お手元にちょっとお配りした資料でございます。先ほど来ご議論になっている資料でございますけれども、ちょっとあまりきれいじゃないので大変恐縮なんですけど、数字としては下の発生リストを見ていただくと、平成24年12月28日時点として全指定廃棄物となっていたものを対象にしたということで、保管量としては2,688トンベースにしています。したがいまして、この数字は変わっております。ただ、傾向はそれほど変わっていないものという形で見ただけであればと思えます。2年後、4年後、6年後、8年後、10年後、15年後ということでございますが、これは、それぞれ指定になった段階があります。その指定に至った段階の濃度をベースとして、発災後2年、4年、6年、8年、10年ということでございますけれども、そういう計算で今指定になったときの濃度がありますから、その濃度が発災の段階だということで引き戻していくというふうになりますということでございます。若干そういう意味では一、二年ずれる可能性はありますけれども、傾向としては、この程度の傾向で減っていくものであるということでご理解を賜ればと思えます。

秋野政務官：では、次回の議論に資することにいたしたいと思えます。

それでは、事務局からほかにごございますでしょうか。

事務局：事務局からお願いでございます。

先ほどの秋野政務官からもお知らせさせていただきましたけれども、追加的なご意見、質問等ございましたら何でも結構ですので、お忙しいところ恐縮でございますが、一応めどとして7月の8日の月曜までを目途といたしまして県のほうへ委託をお願いしたいと思っておりますので、県の生活環境部のほうへお知らせいただくということでお願いをさせていただきます。

連絡方法、連絡先等の詳細につきましては、県のほうから連絡させていただきます。よろしくお願いたします。

秋野政務官：それでは、本日の市町村長会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。